

法務×労務

弁護士法人による法務面、
社会保険労務士法人による労務面の
充実したフォロー体制が
当組合の特徴です。

九州アジア人財開発協同組合

お電話でのお問い合わせ(受付時間 8:30~17:30)

TEL 099-248-9623

FAX 099-248-9624

メールフォームからのお問い合わせ・ご予約は
24時間受け付けております。

<https://kyushu-asia.com/contact>

外国人技能実習生受入事業のご案内



九州アジア人財開発協同組合

所在地 鹿児島市山之口町1番10号

事業内容 ■共同購買事業
■外国人技能実習生事業

発起人企業 鹿児島ビル不動産株式会社
九州共同株式会社
鹿児島ディベロップメント株式会社
鹿児島中央ビルディング株式会社
鹿児島オーリーブ株式会社
株式会社春一番
弁護士法人グレイス
社会保険労務士法人HR Trust

監事 鹿児島銀行地域支援部



Kyushu Asia

Human Resources

Development

Cooperative

鹿児島 そして 九州からアジアへ

我々は、2017年10月6日、
ここ鹿児島で産声を上げました。
組合員の経営の合理化に寄与し、
広くアジアに、鹿児島そして九州の
優れた技術を伝えることで、企業の
裾野を広げ、人材の育成を行って
いきます。

外国人技能実習生制度の特徴

- 1年から最長で5年間、日本国内で技能実習を行うことができます。
- 技能実習生は来日前に事前講習、来日後に約1ヶ月の講習を受け、受け入れ企業様への配属となります。
- 受入企業様の職種について、実習意欲の高い人材が来日します。
- 18歳以上の真面目で健康な実習生を適切に選定します。

主な事業

外国人技能実習生事業

鹿児島そして九州の優れた技術を、海外に移転し、相手国の経済の発展に寄与し、将来を担う国際人材の育成を目的としています。

共同購買事業

自動車用燃料の共同購買事業を行っています。
組合のもつ総合力を活かして、組合員企業の経営の合理化のお手伝いをいたします。



外国人技能実習生制度とは



私たちは、技能実習制度の趣旨に沿った適正な運営で
技術移転を通じた国際貢献を行っています。

技能実習制度の目的・趣旨は、我が国で培われた技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進です。

制度の目的・趣旨は1993年に技能実習制度が創設されて以来終始一貫している考え方であり、技能実習法には、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」(法第3条第2項)と記されています。

技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において習得が困難な技能等の習得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の習得は、技能実習計画に基づいて行われます。
受け入れる方式には、企業単独型と団体監理型の2つのタイプがあり、当組合では団体監理型を受け付けています。

外国人技能実習生制度のしくみ



外国人技能実習生制度の流れ

